

伊豆の国市歴史文化基本構想

平成 26 年 3 月

静岡県伊豆の国市

例 言

1. 本書「伊豆の国市歴史文化基本構想」は、伊豆の国市の文化財保護に関するマスタープランとして、また、文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存・活用するために、文化庁の定める「歴史文化基本構想策定技術指針」（平成 24 年 2 月）に基づき策定するものである。
2. この事業は、平成 23 年度から 25 年度にかけて、伊豆の国市が主体となり、伊豆の国市史跡等整備調査委員会及び静岡県教育委員会文化財保護課による指導・助言を得て、伊豆の国市観光・文化部文化振興課が事務局となり実施した。
3. 本書の内容については、伊豆の国市史跡等整備調査委員会における審議をもとに、事務局がこれを取りまとめた。
4. この事業に関わる基礎調査・関連業務の一部は、株式会社フジヤマに委託した。
5. 本書に関わる資料は、伊豆の国市観光・文化部文化振興課が保管している。
6. 本書の作成にあたり、下記の機関のご協力・ご教示を得た。記してお礼申し上げる次第である。
伊豆の国歴史ガイドの会 一般社団法人伊豆の国市観光協会 江川家 公益財団法人江川文庫
宗教法人願成就院 宗教法人本立寺

（敬称略 五十音順）

目次

序章 歴史文化基本構想の策定にあたって	1
1 構想策定の趣旨	1
2 構想の性格	3
3 上位計画および関連計画	4
(1) 総合計画	4
(2) 国土利用計画	5
(3) 都市計画マスタープラン	5
(4) 景観計画	6
4 構想の見直し	6
5 構想策定のための組織	6
第1章 伊豆の国市の現況	9
1 位置	9
2 社会的環境	10
(1) 沿革	10
(2) 人口	10
(3) 産業	10
(4) 土地利用	11
3 自然的環境	12
(1) 地形・地質	12
(2) 水系	13
(3) 河川・地形の特徴	13
(4) 植生	13
第2章 関連文化財群・歴史文化保存活用区域の設定	15
1 伊豆の国市の歴史文化特性	15
2 関連文化財群の設定	16
(1) 関連文化財群設定の考え方	16
(2) 関連文化財群の設定	16
3 歴史文化保存活用区域の設定	20
(1) 歴史文化保存活用区域設定の考え方	20
(2) 歴史文化保存活用区域の設定	20
(3) 歴史文化保存活用区域と伊豆の国市都市計画マスタープラン	22
4 関連文化財群と歴史文化保存活用区域の関係	24
5 関連文化財群の概要	26
第3章 歴史文化資源の保存・活用に向けた課題	37
1 保存・活用に関する市民の意識	37
2 課題の整理	38

第4章 歴史文化資源の保存・活用計画	41
1 基本理念	41
2 保存・活用の基本方針（総合的な方針）	41
3 保存・活用計画の考え方	43
4 関連文化財群の保存・活用計画	44
5 歴史文化保存活用区域の保存・活用計画	50
(1) 保存・活用計画の内容と構成	50
(2) 重点区域の保存・活用計画	52
(3) 促進区域の保存・活用計画	69
第5章 保存・活用の現状と課題	79
1 保存・活用の現状	79
(1) 伊豆の国市（行政）	79
(2) 観光商工関連団体	80
(3) 文化振興関連団体	81
(4) 市民組織	81
(5) 学校教育における歴史資源活用	83
2 保存・活用の体制整備	84
(1) 行政における保存・活用施策の対応力強化	84
(2) 市民組織・民間団体との協働	84
(3) 学術研究機関の有効活用	85
3 保存・活用への課題	86

資料編

挿図目次

第 1 図	歴史文化概念図	1
第 2 図	行政計画としての位置づけ	3
第 3 図	伊豆の国市総合計画基本構想体系図	4
第 4 図	構想策定の組織	6
第 5 図	伊豆の国市史跡等整備調査委員会構成	7
第 6 図	伊豆の国市位置図	9
第 7 図	伊豆の国市域沿革図	10
第 8 図	関連文化財群のテーマ	17
第 9 図	歴史文化保存活用区域	21
第 10 図	都市計画マスタープラン地域区分図	23
第 11 図	保存・活用区域及び関連文化財群のテーマ	25
第 12 図	「人の定着からイズノクニ形成への足跡」の関連文化財群の分布	27
第 13 図	「武士の世のはじまり・中世の東国動乱の要の地」の関連文化財群の分布	29
第 14 図	「戦国時代の幕開けから天下統一布石の地へ」の関連文化財群の分布	31
第 15 図	「幕府直轄の代官支配地」の関連文化財群の分布	33
第 16 図	「近代産業への飛躍の一翼」の関連文化財群の分布	35
第 17 図	保存・活用の基本方針	41
第 18 図	保存・活用計画の考え方	43
第 19 図	反射炉とその周辺区域の範囲と資産の分布	53
第 20 図	葦山反射炉PRキャラクターてつざえもん	57
第 21 図	守山区域の範囲と資産の分布	59
第 22 図	葦山城跡区域の範囲と資産の分布	65
第 23 図	江間区域の範囲と資産の分布	71
第 24 図	奈古谷・多田区域の範囲と資産の分布	73
第 25 図	大仁区域の範囲と資産の分布	75
第 26 図	伊豆長岡区域の範囲と資産の分布	77
第 27 図	保存・活用の体制整備概念図	85

表目次

表 1	伊豆の国市史跡等整備調査委員会及び指導機関名簿	7
表 2	伊豆の国市の人口推移表	10
表 3	伊豆の国市の土地利用の状況	11
表 4	狩野川水系の一級河川	13
表 5	関連文化財群一覧表	18
表 6	歴史文化保存活用区域の設定	21
表 7	歴史文化保存活用区域と都市計画マスタープランの地域区分との関係	22
表 8	関連文化財群と歴史文化保存活用区域の関係	24
表 9	「人の定着からイズノクニ形成への足跡」を構成する主な歴史文化資源	26
表 10	「武士の世のはじまり・中世の東国動乱の要の地」を構成する主な歴史文化資源	28
表 11	「戦国時代の幕開けから天下統一布石の地へ」を構成する主な歴史文化資源	30
表 12	「幕府直轄の代官支配地」を構成する主な歴史文化資源	32
表 13	「近代産業への飛躍の一翼」を構成する主な歴史文化資源	34
表 14	「山川の自然のもとで現代に続く地域文化」を構成する主な歴史文化資源	36
表 15	自由回答における代表的な意見	37
表 16	伊豆の国市の各部署の実施事業	79
表 17	市内小中学校 歴史学習実施状	83
表 18	学校による文化財施設利用状況の推移	83

写真目次

写真 1	狩野川記念公園より下流部を望む	12
写真 2	横山坂より狩野川を望む	14
写真 3	松原橋より下流部を望む	14
写真 4	山木遺跡出土遺物	27
写真 5	仲道 A 遺跡案内板	27
写真 6	北江間横穴群	27
写真 7	北江間横穴群出土「若舎人」銘石櫃	27
写真 8	史跡北条氏邸跡（円成寺跡）	29
写真 9	国宝木造阿弥陀如来坐像	29
写真 10	伝堀越御所跡	31
写真 11	葦山城跡	31
写真 12	江川家住宅 表門	33
写真 13	旧菅沼家住宅（知半庵）	33
写真 14	葦山反射炉	35
写真 15	香山寺山門	35
写真 16	富士山画賛	36
写真 17	かわかんじょう	36
写真 18	葦山反射炉	54
写真 19	葦山反射炉空撮	56
写真 20	葦山反射炉と富士山	56
写真 21	北条氏邸跡の掘立柱建物跡	60
写真 22	国宝木造不動明王及二童子立像	60
写真 23	円成寺跡の池と礎石建物跡	61
写真 24	堀越御所跡の池	61
写真 25	北条政子産湯の井戸	62
写真 26	眞珠院中世在銘石造物群	62
写真 27	葦山城跡および周辺空撮	67
写真 28	史跡葦山役所跡空撮	67
写真 29	坦庵フェア	79
写真 30	世界文化遺産登録推進広報啓発事業	79
写真 31	源氏あやめ祭	80
写真 32	パン祖のパン祭	80
写真 33	伊豆の国歴史ガイドの会の活動	81
写真 34	江川邸内の公開状況	81

序章 歴史文化基本構想の策定にあたって

1 構想策定の趣旨

伊豆の国市は、狩野川流域に開け、古くから人の営みがあったことが知られている。そして、平安時代末期から鎌倉時代における北条氏の本拠地であった場所である。戦国時代以降は、後北条氏5代による統治の時代から江戸時代の江川氏の代官の時代へと、その歴史は常に表舞台にあった。伊豆の国市には、このような時代を代表する史跡や有形・無形の文化財がいたるところに存在している。これらの文化財は市民にとって重要であるばかりでなく、国民にとってもかけがえのないものである。今後、来訪者が伊豆の国市を訪れ、文化財に触れ、歴史文化との関わりを持つ機会を増やすことが重要である。

平成17年4月1日、伊豆長岡町・韮山町・大仁町の3町が合併し、伊豆の国市が誕生した。史跡5件、重要文化財多数を抱える韮山町では、個々の史跡の整備については徐々に進められてきていた。しかしながら、合併後の伊豆の国市全体の歴史文化資源を俯瞰する構想は未着手であった。

このような中で、平成19年に文化庁から文化審議会文化財分科会企画調査報告書「歴史文化基本構想」が刊行され、文化財を総合的に把握するための方策の提言がなされた。これを受けて、平成20年度から3カ年にわたりモデル事業が実施され、歴史文化基本構想の策定が始まっている。また、平成24年2月には、「歴史文化基本構想策定技術指針」が提示されている。

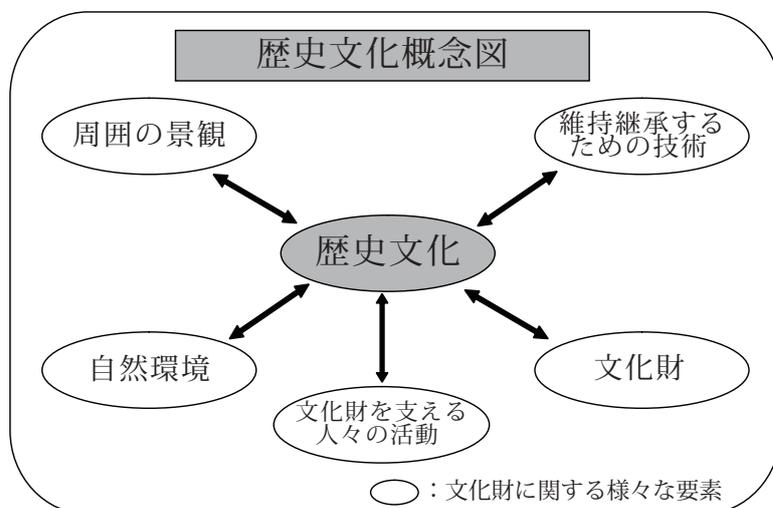
歴史文化基本構想とは、各市町村が策定するもので、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していく基本構想」のことであり、所在する様々な文化的資産を全体的に捉え、多様な価値を明らかにし、包括的な計画を立て、伝え、活用していくことを示すものである。

本構想は、これらの提言・指針をもとに、合併以後の伊豆の国市全体を歴史・文化の観点から捉え直し、歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくために策定するものである。本市には、さまざまな歴史文化遺産が時代を超えて重層的に蓄積しており、しかも各歴史事象が列島史と深く関わり、時代の変革の端緒を開いた地域と捉えることもできる。また、これらの歴史は、狩野川・街道・富士山の景観・温泉など、自然に恵まれた環境の中で培われたものである。

本構想では、第1図に示す歴史文化概念図のうち、地域のアイデンティティの核となる指定文化財を中心にして、周囲の景観や文化財を支える人々の活動を活かし、設定した保存活用区域の魅力の増大と活力の向上を図るものである。

なお、本構想は、表1に示した史跡等整備調査委員会及び静岡県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受け、第5図の構成図の通り関連する各部会との調整を図り、策定した。

また、策定にあたっての組織は第4図の通りである。



第1図 歴史文化概念図

歴史文化基本構想とは

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものである。

このため、「歴史文化基本構想」には、策定の目的や行政上の位置付け、当該地方公共団体の歴史文化の特徴、文化財把握の方針、文化財の保存・活用の基本的な方針、文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針等を基本的な事項として定めることとする。また、必要に応じて、相互に関連性のある文化財を一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」の考え方、文化財（群）を核とし文化的空間を創出するための計画区域である「歴史文化保存活用区域」についての考え方、文化財（群）を適切に保存活用（管理）するための「保存活用（管理）計画」の作成についての考え方等を明確にすることが望ましい。

各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待される。加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待される。

文化財とは、長い時間をかけて人々の継続的な営為によって創出され、今日まで継承されてきたものである。こうした貴重な文化財を後世に継承していくためには、長期的な視点に立った総合的な文化財の保護の方針となるよう留意する必要がある。

また、「歴史文化基本構想」を策定することにより、その策定過程から策定後も含め、以下のような様々な効果が期待される。これらは結果として、文化財保護の充実にも資するものといえる。

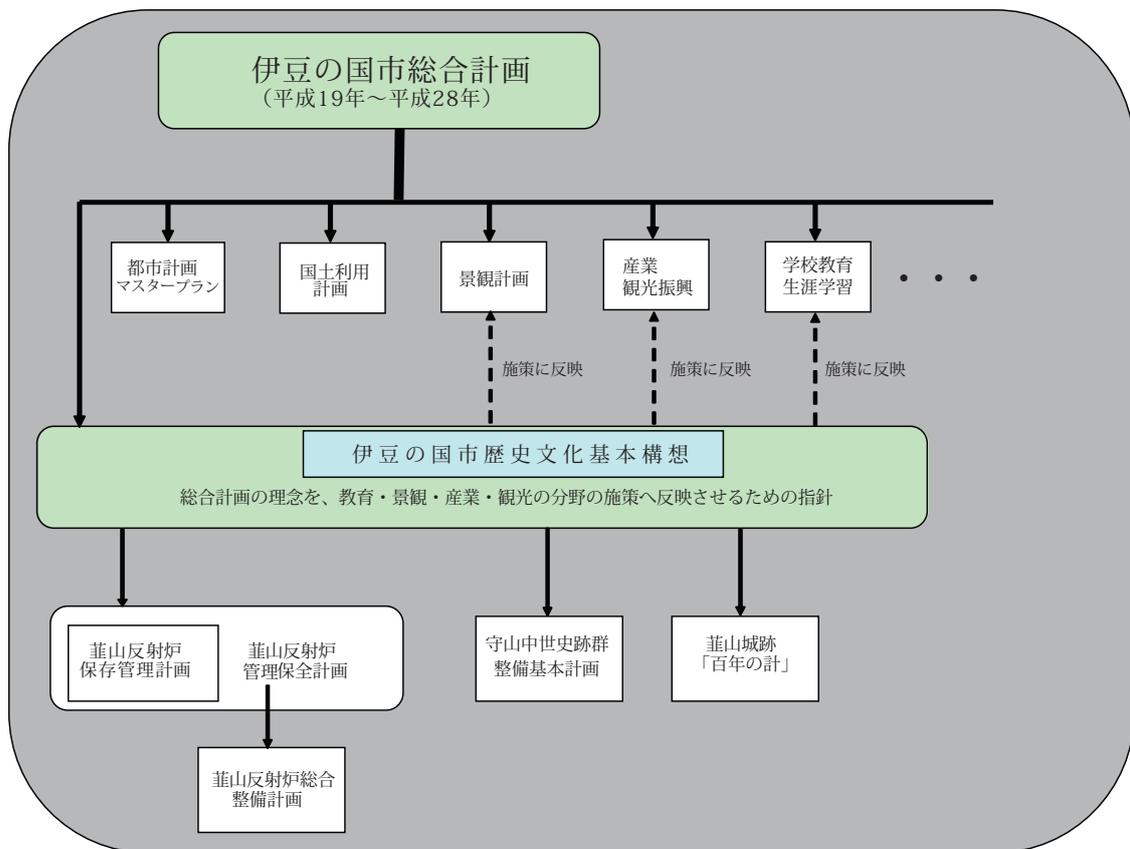
- ・文化財を総合的に把握することは、類型ごとの文化財保護の枠組みでは考慮しづらい視点からも捉えることになり、文化財が有する多様な価値を顕在化することができる。その結果、他の文化財や周辺環境と一体的に保存・活用することの必要性が周知され、社会全体として文化財を保護するという気運にもつながる。
- ・文化財をその周辺環境と一体的に捉えることによって、文化財を核とした地域の魅力の増進につながり、地域の活性化にも資する。
- ・文化財を人々の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映しながら今日まで伝承され、発展してきたものという視点から捉えることにより、文化財は地域にとってのかけがえのないものとして捉えられる。その結果、地域との連携協力の推進が図られる。
- ・「歴史文化基本構想」の策定に当たり、関係機関との連携が不可欠であることから、他の行政分野との連携を図るための契機にもなる。

以上のような効果を踏まえ、地方公共団体においては、地域主体の文化財の保存・活用が展開されるように、地域の実情に応じ、創意工夫により「歴史文化基本構想」を策定することが望まれる。

2 構想の性格

本構想は、第1次伊豆の国市総合計画の下に位置づけられるものであり、総合計画における文化財行政分野の「歴史と文化に関する分野の総合的な構想」に該当するものである。本構想は、文化財の適切な保存・活用を推進し、歴史と文化に満ち溢れた魅力ある都市の姿を実現するためのガイドラインとしての役割を担うものである。

伊豆の国市における全体の文化資産の中から、重点的に施策を集中させる歴史文化保存活用区域を7つ選定し、優先順位に配慮しながら進める。来訪者の受入のための施策の推進については、学校教育・生涯教育・観光部局との連携のもと、カルチャーツーリズムによる受入体制の整備により推進していくものとする。



第2図 行政計画としての位置づけ

【葦山反射炉保存管理計画】国指定史跡葦山反射炉を将来にわたって適切に継承していくため、保存と管理、整備と活用に関する基本方針を定める計画

【葦山反射炉管理保全計画】世界文化遺産の推薦書「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」とともにユネスコに送られるもので、葦山反射炉の資産範囲や価値を限定するとともに、資産の価値を継続的に管理保全するための計画

【葦山反射炉総合整備計画】葦山反射炉が世界文化遺産の資産として登録されることにより想定される観光脅威への対応・保全活用・価値の理解増進を目的とし、「ガイダンス施設」・「駐車場の設置」・「動線」などのあり方を示す計画

【守山中世史跡群整備基本計画】北条氏邸跡（円成寺跡）・伝堀越御所跡・願成就院跡の3つの史跡を含む守山一帯における史跡等の今後の保存・整備・活用の方向性を定めた計画

【葦山城跡百年の計】葦山城跡に関する各種調査の成果をふまえ、課題整理を行った上で、今後必要とされる事業の方向性を示す報告書

3 上位計画および関連計画

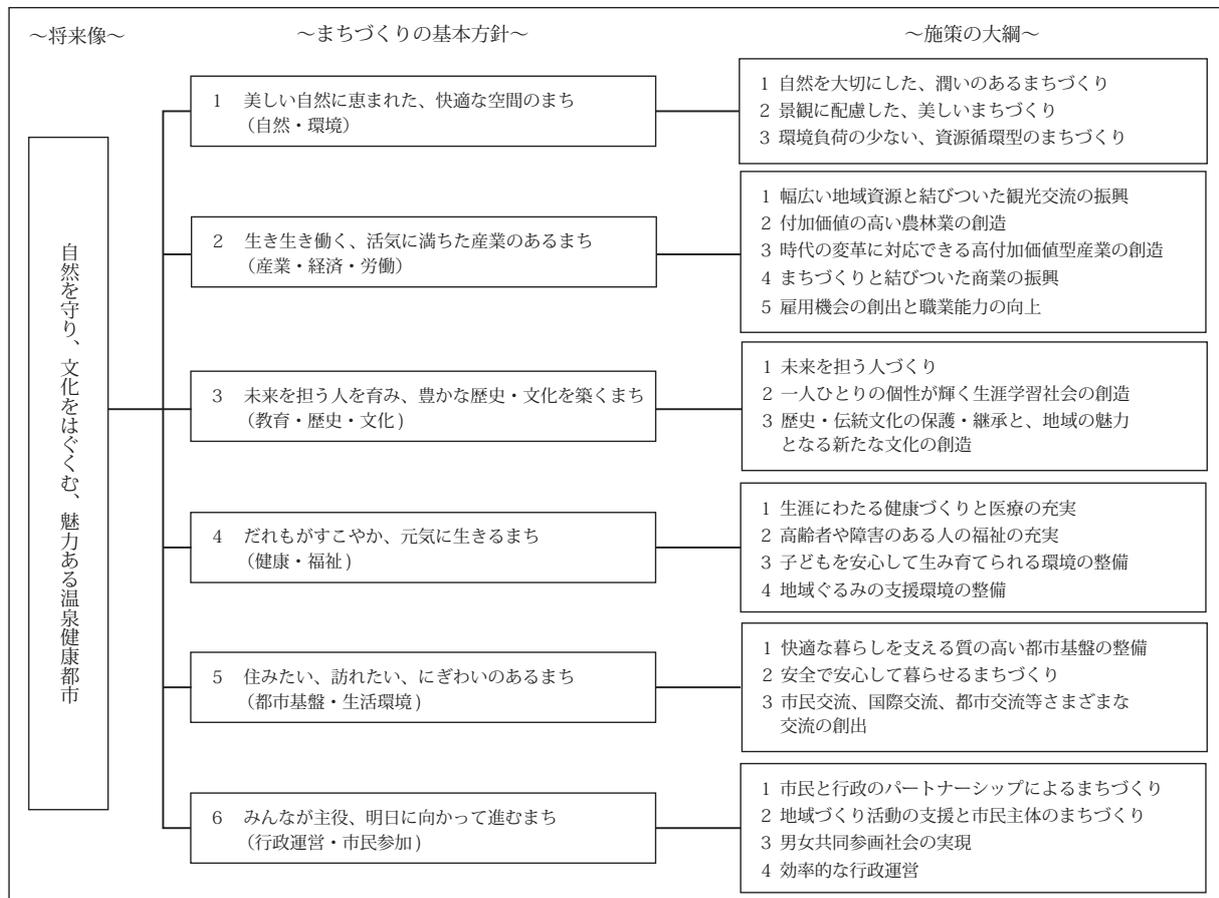
(1) 総合計画

本構想の上位計画としては、平成19年3月に策定された「第1次伊豆の国市総合計画」がある。この計画は、合併時に策定された「新市まちづくり計画」を基本として、市政懇談会や市民会議を開催し、市民意向を十分把握した中で策定されたものである。

計画では、「自然を守り、文化を育む、魅力ある温泉健康都市^{ゆめ}」を将来像として掲げている。この将来像実現のためのまちづくりの基本方針として、以下の6項目が示されている。

- 1 美しい自然に恵まれた、快適な空間のまち（自然・環境）
- 2 生き生き働く、活気に満ちた産業のあるまち（産業・経済・労働）
- 3 未来を担う人を育み、豊かな歴史・文化を築くまち（教育・歴史・文化）
- 4 だれもがすこやか、元気に生きるまち（健康・福祉）
- 5 住みたい、訪れたい、にぎわいのあるまち（都市基盤・生活環境）
- 6 みんなが主役、明日に向かって進むまち（行政運営・市民参加）

具体的な施策の大綱として、1. 景観に配慮した美しいまちづくり、2. 幅広い地域資源と結びついた観光交流の振興、3. 歴史・伝統文化の保護・継承と地域の魅力となる新たな文化の創造、があげられている。



第3図 伊豆の国市総合計画基本構想体系図

(2) 国土利用計画

「国土利用計画」は、「国土利用計画第1次伊豆の国市計画」として、平成19年12月に策定されている。これは総合計画に示された伊豆の国市の将来像を実現するために、土地利用の指針として策定されたものである。土地利用の基本方針として以下の4項目が示されている。

- 1 安全で安心な土地利用を進めます
- 2 公共の福祉を優先した土地利用を進めます
- 3 豊かな地域資源を生かした土地利用を進めます
- 4 自立と広域における役割を高めるための土地利用を進めます

土地利用の基本方向としては、「市内に存在する文化的、歴史的遺産については、個性ある文化の育成や伝承を図るため、その保全・活用に努めます」としている。地域区分を3区分とし、特に中部地域については、「狩野川によって形成された平野部を位置づけ、市街地におけるにぎわいの創出や定住人口を確保するための基盤整備、優良農用地の整備・保全を進めるとともに、医療の充実や健康産業等の創造、歴史・温泉・農用地等の地域資源を活用した土地利用を進めます」としている。具体的な地域別整備施策等の概要については、歴史文化再生ゾーンとして位置づけ、「守山や葦山城跡、江川邸、葦山反射炉等の歴史資源が分布する地区周辺については、市民や観光客が歴史文化に親しむことができる環境を創出するため、歴史にちなんだ周遊ルートの整備を進めるとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます」としている。

(3) 都市計画マスタープラン

伊豆の国市の都市計画に関する基本的な方針を示す「伊豆の国市都市計画マスタープラン」は、平成23年3月に策定され、「自然や歴史と共生する活力ある健康都市“伊豆の国”」をまちづくりの理念としている。その理念を実現するために掲げられた6つの目標の中に、「地域の歴史と文化を生かしたまちづくり」・「市民とともに歩むまちづくり」がある。

マスタープランでは、「将来都市構造」の構築を目指して、市全体を3地域に区分するとともに、6つの「まちの拠点」を設定している。そのうちの「歴史・文化保全活用拠点」では、次のような将来像を達成するとしている。

- ◆ 葦山反射炉、葦山城跡、江川邸、守山、北条氏邸跡など、本市の歴史を代表する史跡・遺跡の集中する地域を、歴史・文化保全活用拠点に位置付けます。
- ◆ 歴史・文化保全活用拠点では、市の歴史的資源や伝統文化及び地域特有の歴史的景観を保全・活用し、次世代へと受け継いでいきます。

また、全体構想編の土地利用計画においては、「歴史・文化保全活用地区」を設定している。「歴史・文化保全活用地区」は、将来の土地利用について、以下の方針が示されている。

- ◆ 江川邸や守山周辺及び葦山反射炉等の歴史的・文化的遺産周辺地区を歴史・文化保全活用地区に設定します。
- ◆ 地域の歴史とともに歩んできた個性ある文化、伝統及び歴史の伝承を図るため、その保全・活用に努めます。
- ◆ 観光資源としての魅力向上のため、歴史・文化と調和した街並み整備を推進します。

(4) 景観計画

景観法制定後、静岡県では、景観に関する指針等を積極的に定めてきている。これを受け、県内の多くの自治体で景観計画が策定され、各地において独自の景観政策が展開されてきた。

一方、伊豆の国市では、韮山反射炉の世界文化遺産登録に向けた取り組みが進められるなか、地域の景観はどうあるべきか、今ある景観をどう守っていくかについて、地域住民による検討も始まったところである。

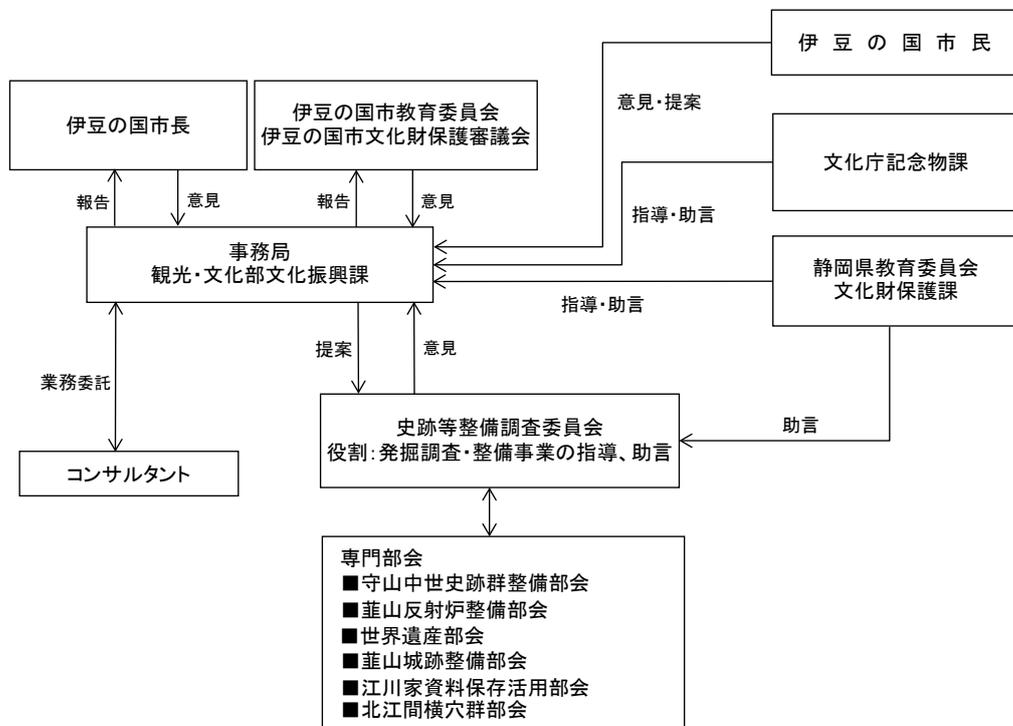
これらを背景として、伊豆の国市は、都市施策として重要な要素となりつつある景観行政を、より重点的に進める必要に鑑み、平成 23 年 10 月 1 日付けにて「景観行政団体」となった。

平成 24 年度より策定は開始され、市内の景観特性や市民意識の調査を実施、景観法が定める決定事項である「景観計画区域」を「市内全域」とする方針や、「景観計画区域」内における「景観重点整備地域」の設定と、区域内における景観形成に関する基本方針を定めることを中心に、策定が進められることとなる。

4 構想の見直し

構想の見直しは、社会情勢の変化やさまざまな調査・研究等による新たな知見により、見直しが必要となった場合に弾力的に行うものとする。

5 構想策定のための組織



第 4 図 構想策定の組織

史跡等整備調査委員会		事務局 観光・文化部 文化振興課
委員長 家永 遵嗣 委員 湯之上 隆 萩原 三雄 大友 一雄	<ul style="list-style-type: none"> ・市内史跡等調査、整備の全体的な方針の策定 ・各部会審議事項の統括 ・複数の部会に係る整備計画等の調整 	指導機関 静岡県教育委員会 文化財保護課
※ 下線は国指定史跡、重要文化財		
① 守山中世史跡群整備部会		北条氏邸跡（円成寺跡） 願成就院跡 伝堀越御所跡
部会長 家永 遵嗣 専門委員 湯之上 隆 萩原 三雄 藤澤 良祐	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査結果検証 ・調査指導 ・整備計画策定 	
② 葦山反射炉整備部会		葦山反射炉
部会長 中山 俊介 専門委員 保谷 徹 建部 恭宣 鈴木 一義	<ul style="list-style-type: none"> ・保存修理計画策定 ・調査結果検証 ・調査計画策定 	
③ 世界遺産部会		葦山反射炉
部会長 保谷 徹 専門委員 萩原 三雄 鈴木 一義 橋本 敬之 大友 一雄 今村 直樹	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書調査 ・文献調査 ・整備計画への指導、助言 ・管理保全への指導、助言 	
④ 葦山城跡整備部会		葦山城跡
部会長 齋藤 慎一 専門委員 家永 遵嗣 中井 均 竹井 英文 望月 保宏	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、文献調査 ・調査、整備計画策定 	
⑤ 江川家資料保存活用部会		葦山代官江川家関連資料 江川家関係写真 葦山役所跡
部会長 湯之上 隆 専門委員 橋本 敬之 大友 一雄	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵施設建設計画 ・施設運営方針検討 ・活用方針検討 	
⑥ 北江間横穴群部会		北江間横穴群
※ 設置未定 専門委員 (3名程度)		

第5図 伊豆の国市史跡等整備調査委員会構成

表1 伊豆の国市史跡等整備調査委員会及び指導機関名簿

職名	氏名	備考
委員長	家永 遵嗣	学習院大学教授
委員	湯之上 隆	静岡大学教授
委員	萩原 三雄	帝京大学大学院教授
委員	大友 一雄	国文学研究資料館教授・研究主幹（平成25年度）
指導機関	笹原 千賀子	静岡県教育委員会文化財保護課主幹（平成23・24年度）
指導機関	鈴木 正悟	静岡県教育委員会文化財保護課指導主事（平成24年度）
指導機関	日吉 淳	静岡県教育委員会文化財保護課指導主事（平成25年度）

伊豆の国市教育委員会告示第 21 号

伊豆の国市史跡等整備調査委員会設置要綱を次のように定める。

平成 23 年 6 月 1 日

伊豆の国市教育委員会

伊豆の国市史跡等整備調査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊豆の国市内に所在する国指定史跡等の整備活用に向けた検討及び調査をするため、伊豆の国市史跡等整備調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 国指定史跡の整備活用に向けた調査に関すること。
- (2) 史跡整備計画の策定及びその見直しに関すること。
- (3) 史跡の指定に向けた調査研究に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 4 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が選任し、委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第 4 条 委員会は、特定の事項について専門的な調査研究及び検討をする必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員は、当該特定の事項についての識見を有する者のうちから教育委員会
が選任し、委嘱する。
- 4 部会長は、委員会の委員又は専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を総括する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する専門委員がその職務を代理する。

(委員等の任期)

第 5 条 委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 専門委員の任期は、当該調査及び審議が終了したときに委嘱を解かれたものとする。

(会議)

第 6 条 委員会又は専門部会の会議は、委員長又は部会長が必要に応じて招集する。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、その会議に専門的事
項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴く
ことができる。

(委員会の事務処理)

第 8 条 委員会の事務は、観光・文化部文化振興課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長
が定める。

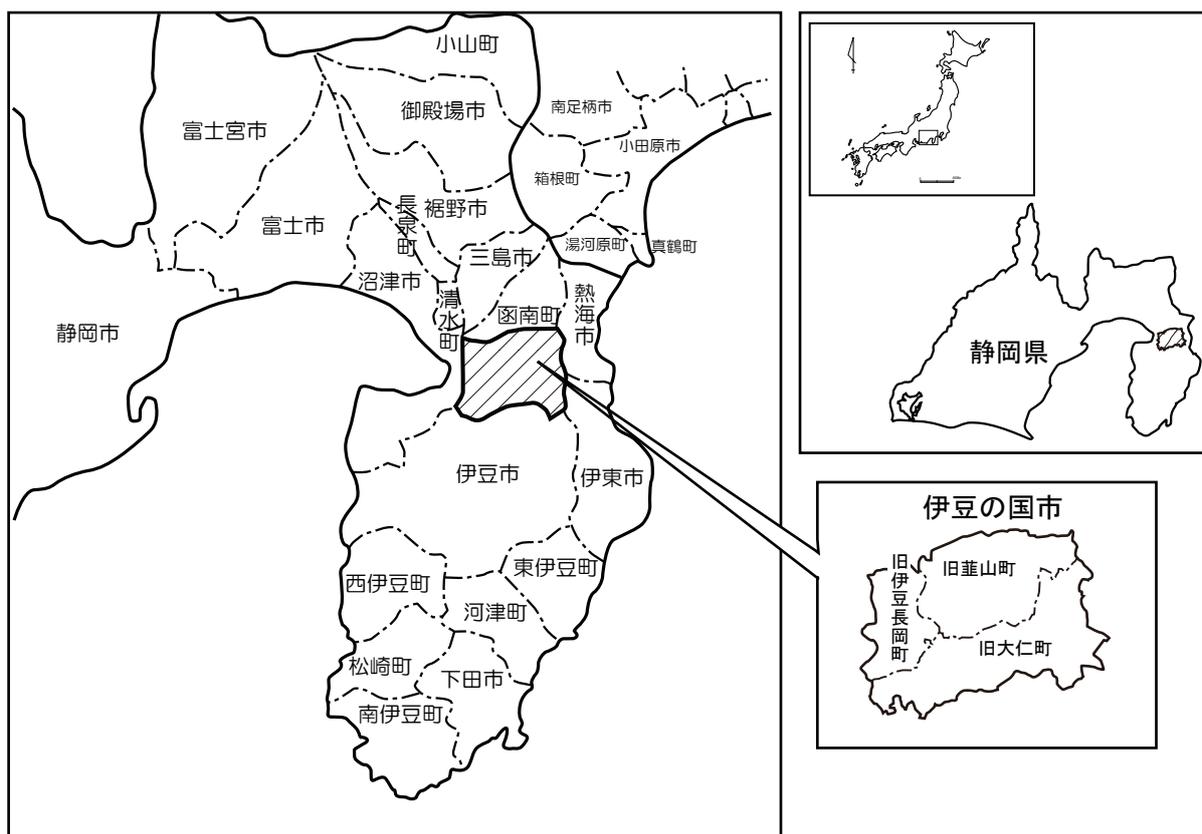
附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第1章 伊豆の国市の現況

1 位置

伊豆の国市は、伊豆半島の北部、田方平野のほぼ中央に位置している。市の東側には箱根山系の山々が峰を連ね、西側には城山・葛城山などの山に囲まれている。平野部には南北に狩野川が流れ、自然の豊かな田園地帯が広がっている。狩野川に沿うように国道136号と伊豆箱根鉄道が走り、その周辺には市街地が形成されている。東京からは100km圏内にあり、東海道新幹線や東名高速道路の利用によりアクセスもよく、2時間弱の所要時間である。静岡東部の中心地である沼津市や三島市にも近く、交通の利便性に恵まれている。



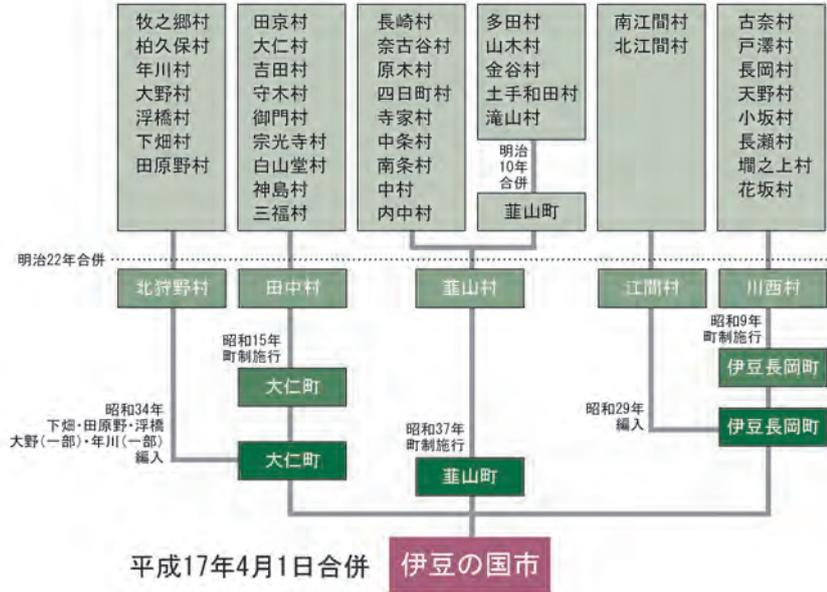
第6図 伊豆の国市位置図

2 社会的環境

(1) 沿革

古くは「伊豆国」と呼ばれ、わみょうるいじゆうしやう「和名類聚抄」(930～935年編纂)によると、田方郡を含み那賀・賀茂の3郡、21郷があったとされる。明治・昭和の大合併を経て、平成17年には、伊豆長岡町・葦山町・大仁町の3町が合併し、現在の「伊豆の国市」が誕生した。

合併前の3町は、伊豆長岡町が三次産業、葦山町が一次産業、大仁町が二次産業、という産業特性であった。



第7図 伊豆の国市域沿革図

(2) 人口

平成22年の国勢調査によると、人口は49,269人であり、世帯数は18,742世帯である。人口は減少傾向にあるが、核家族化にともなう1世帯当たりの人数の減少により、世帯数は増加傾向にある。人口は、平成17年の国勢調査からは、1.5%減少している。高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口比率)は年々上昇し、高齢化が進んでいる状況にある。

表2 伊豆の国市の人口推移表

(単位：人,世帯,%)

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	内訳	50,328	50,062	50,011	49,269
	伊豆長岡町	15,558	15,233		
	葦山町	19,017	19,410		
	大仁町	15,753	15,419		
世帯数		16,739	17,429	18,370	18,742
1世帯当たりの人数		3.01	2.87	2.72	2.63
高齢化率		15.61	18.62	21.69	25.77

資料：国勢調査

(3) 産業

伊豆の国市の産業は、農業・商業・工業・観光業がバランスよく結びついている。古くから伊豆屈指の温泉場として知られる温泉街を中心とした温泉旅館や周辺の史跡、展望施設、狩野川のアユ釣り、イチゴ狩りやみかん狩りなどの観光と深く結びついた産業形態であり、観光を中心としたサービス業が集積している。また、高度医療の機能を持ち救急救命センターを有する順天堂大学医学部附属静岡病院をはじめとする医療機関が点在し、市民の安全・安心な生活を支えている。

重要な観光資源である温泉が豊富であり、源氏山周辺には長岡温泉・古奈温泉、北東部の山麓地帯に

は、奈古谷温泉・畑毛温泉、南部には大仁温泉などが集積している。

農業は都市近郊型で、狩野川が育む肥沃な土壤に恵まれ、米やイチゴの生産を中心に発展してきた。このほか、田中山地区の酪農や、たくあん用大根、スイカなどを特色としてあげることができる。また、江間地区をはじめとするイチゴ農園や小坂のミカン農園は、観光農園として、観光産業のひとつとなっている。

工業は、大仁地区に企業が集中しており、伊豆長岡地区に中小企業が集積した「伊豆中央テクノタウン」がある。

(4) 土地利用

伊豆の国市の面積は94.71km²で、そのおよそ50%が森林（山林・原野）という豊かな自然に恵まれた環境を有している。また、自然的土地利用のうち、田は7.3%、畑は7.2%となっている。一方、都市的土地利用では、宅地が8.6%、その他が18%となっている。

表3 伊豆の国市の土地利用の状況

区分	面積 (㎡)	構成比 (%)
合計	94,710,000	100.0
田	6,964,774	7.3
畑	6,881,453	7.2
宅地	8,125,907	8.6
鉱泉地	577	—
池沼	46,855	0.1
山林	28,964,419	30.6
原野	19,047,379	20.1
雑種地	7,645,644	8.1
その他	17,032,992	18.0

資料：伊豆の国市統計書 2012

3 自然的環境

(1) 地形・地質

ア 標高区分 (資料編 資料4)

市域の北東端は多賀火山の最高地点である玄岳(標高 798 m)が位置し、市域の東北側から東南側にかけて多賀火山地が連なり、600 m以上の標高となっている。一方、市域西側の0～50 mの平地部分は市域の1/3程度を占め、狩野川の沖積平野となっている。また、狩野川の左岸部は静浦山地と呼ばれ、沼津市の香貫山(標高 193 m)から大仁地区の城山(標高 342 m)まで連続した山地を形成している。狩野川右岸部に所在する守山周辺は標高 100 m程の独立丘を形成している。

イ 土地条件 (資料編 資料5)

市域は、山地丘陵が大部分を占め、西側の静浦山地と東側の多賀山地との間に沖積平野の田方平野が広がっている。多賀山地の西側斜面が沖積平野に落ち込む部分に台地段丘が発達している。

今回作成した土地条件の属性区分とその状況は、資料編 資料5を参照されたい。

ウ 地質区分 (資料編 資料6)

伊豆半島の基盤は、第三紀前期中新世に堆積した湯ヶ島層群であり、その上部に白浜層群が載っている。多賀火山地の基盤も湯ヶ島層群である。

地質区分では、市域の東側は、中期更新統の箱根古期外輪山溶岩の火山堆積岩が多くを占めている。また、丹那断層帯を代表する丹那断層が、箱根山南麓から函南町の丹那盆地を通り、伊豆の国市を縦断し、南の伊豆市へ30kmほど走っている。この断層により、北伊豆地震が引き起こされている。

一方、市域の西側の静浦山地の大半は白浜層群などの火山岩で構成されている。



写真1 狩野川記念公園より下流部を望む(城山付近)

(2) 水系

伊豆の国市の平野部には、市域を南北に貫くように一級河川狩野川が流れている。洪水の対策として狩野川から分派して放水路が開削され、駿河湾に注いでいる。いくつかの一次支川・二次支川のほか、準用河川・普通河川により水系は構成されている。

表4 狩野川水系の一級河川

区分	河川名
狩野川	柿沢川、堂川、洞川、葦山古川、宗光寺川、戸沢川、長瀬川、深沢川、小山田川、野尻川、古川、江間川

(3) 河川・地形の特徴

伊豆の国市の中央を北流する狩野川は、伊豆半島の天城山に源を発し、駿河湾に注ぐ一級河川である。上流域では伊豆半島の中央を北流し、沖積平野である田方平野を蛇行しつつ、沼津市付近で大きく向きを変えている。大仁地区で右支川の深沢川を併せ、流路の途中の伊豆長岡地区で狩野川放水路を分派し、葦山古川・洞川などの右支川を併せて北流している。この北流する河川であることと、右支川が多く合流することが狩野川の大きな特徴でもある。これは、狩野川の流れる伊豆半島の成り立ちに起因するものである。

通説では、伊豆半島は約100万年前には「伊豆島」であり、プレートの移動により、本州に衝突して形成されたものとされている。伊豆半島周辺には、日本周辺にあるフィリピン海プレート・ユーラシアプレート・太平洋プレート・北アメリカプレートの4つのプレートのうち、前3者が重なりあう場所である。そのうちのフィリピン海プレートの移動、衝突により形成されたものが伊豆ということになっている。衝突により「伊豆半島」となった後、富士山・箱根山・天城山の火山による噴火や氷河期の氷床の発達、溶岩流による沼地の形成、海面上昇による古狩野湾^{こかのわん}の形成、土砂の堆積・隆起等を経て狩野川は河川の様相を示すようになった。

狩野川流域は火山地帯であり、新第三紀の海底火山の噴出物を基盤とし、新第三紀以降の火山噴出物に覆われている。これらの火山噴出物により構成されるため、流域の多くは脆弱^{ぜいじやく}であり、大雨により崩壊しやすく、洪水の発生の要因となっている。また、火山性の山地に囲まれた平野部は、古狩野湾に周辺の山地からの土砂が堆積して形成されたものであり、沖積平野である田方平野となっている。

大仁地区付近より下流部は、古狩野湾が海の後退により形成された土地であり、自然堤防や段丘が発達したところである。度重なる洪水により、狩野川はその流路を変えてきている。現在の河道に固定されるようになる前は、田方平野に入った後、いくたびか左右に流路を大きく変えている。古地図や古写真^{わだじま ひるがしま ひがしど}で旧河道跡を確認することができ、また、そのため、中洲の名残として「和田島」・「蛭ヶ島」・「東土手^{て にしどて}」の呼び名が残されている。

(4) 植生 (資料編 資料7)

植生区分は、ブナクラス域代償植生、ヤブツバキクラス域自然植生、ヤブツバキクラス域代償植生、河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生、植林地・耕作地植生、市街地・造成地等、開放水域の7つに区分した。

市域の植生は、ブナクラス域(落葉広葉樹林域)とヤブツバキクラス域(常緑広葉樹林域)の2つの植生帯が該当している。市内の最高標高が玄岳(標高798m)であるため、高山帯やコケモートウヒクラス域(常緑針葉樹林域)は該当しない。市域のほとんどが代償植生であり、自然植生は少ない。自然植生としては、ムクノキーエノキ群落やヤナギ低木群落が一部残されている。

資料編 資料7の図にあるように、植林地・耕作地植生が優先し、市街地・造成地等、ヤブツバキクラス域代償植生がそれに次いでいる。



写真2 横山坂より狩野川を望む（宗光寺付近）



写真3 松原橋より下流部を望む（函南町との行政境付近）